

一般社団法人長野県農業会議 第93回常設審議委員会の概要

令和5年12月15日(金)に長野市「JA長野県ビル」において開催した、第93回常設審議委員会の審議結果等の概要は下記のとおりです。

記

1 農地法等に基づく審議

(1) 第1号議案(資料③-正)

農地法第5条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、全て「許可相当」として意見回答することを決定しました。

(2) 第2号議案(資料②・④-正)

農地法第4条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件(営農型太陽光発電施設の新規案件、駒ヶ根市、南天)について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

2 報告事項

令和6年度米政策の推進について

※資料⑤により説明がありました。

3 その他

農業者年金の加入推進について

※資料年金①により説明がありました。

一般社団法人長野県農業会議 第93回常設審議委員会 出席者名簿

期日 令和5年12月15日
場所 JA長野県ビル12A

■常設審議委員 在籍者29人、出席者28人

○印は出席者

		氏 名		
正副会長	23 (会 長) ○ 望月 雄内	1 (副会長) ○ 市川 覚	8 (副会長) ○ 田中 悦郎	
	2 小山田 武 ○	3 伊藤 利孝 ○	4 小泉 幸善 ○	
常設審議委員	5 有馬 久雄 ○	6 高田 清人 ○	7 伊藤 兼彦 ○	
	9 中島 完二 ○	10 伊藤 宏昭 ○	11 保木野 幸雄 ○	
	12 藤沢 勉 ○	13 青木 保 ○	14 佐野 啓明 ○	
	15 松永 晋一 ○	16 神農 佳人 ○	17 中村 光男 ○	
	18 千國 茂 ○	19 宮澤 清志 ○	20 小林 安男 ○	
	21 所 弘志 ○	22 武重 正史 ○	24 瀧田 武司	
	25 金子 ゆかり ○	26 浅田 みさ子 ○	27 沼田 浩子 ○	
	28 小林 文彦 ○	29 伊藤 洋人 ○		
県等	<ul style="list-style-type: none"> ・県農政部農業政策課 安藤忠幸 課長補佐兼農業団体・共済係長、丸田慎太郎 農地調整係長、北澤智美 行政事務員 ・県農政部農業技術課 小船井功 課長補佐兼農産振興係長 ・駒ヶ根市農業委員会 出口大悟 主査 			
事務局	伊藤洋人 専務理事兼事務局長(前掲)、中島健貴 参事兼部長、小林佳昭 部長、神林公雄 部長、山際義人 部長代理、土屋剛志 次長、松田美夏 係長、森住浩光 審議役、高橋一輝 主事、倉田幸代 囑託			

一般社団法人長野県農業会議 第93回常設審議委員会次第

日 時：令和5年12月15日（金）13:00～
場 所：長野市「JA長野県ビル 12A会議室」

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案
農地法第5条の規定による意見回答について

第2号議案
農地法の規定による営農型太陽光発電施設に係る意見回答について
(駒ヶ根市、4条、南天)

7 報告事項

(1) 令和6年度米政策の推進について

8 その他

(1) 農業者年金の加入推進について

(2) 次回の開催計画について

1月15日（月）13:00～ 長野市 ホテル国際21 2階 弥生

9 議長退任

10 閉 会

主 要 会 務 報 告

(令和5年11月15日開催の常設審議委員会以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報部関係

11月15日	第92回常設審議委員会	(長野市)
12月13日	全国農業会議所令和6年度会費についての北信越ブロック Web会議	(Web)

(2) 農政・農地部関係

11月21日	第8回県農業委員会大会	(長野市)
11月30日	要請活動	(東京都)
12月8日	地区常設審議委員会	(小諸市、駒ヶ根市、塩尻市)
12月8日	農地利用最適化に係る月次情報交換会議	(")

(3) 担い手・経営・年金部関係

11月17日	「雇用就農資金」現地確認調査	(東北信3経営体)
11月20日	〃	(南信3経営体)
11月22日	〃	(中信2経営体)
11月27日	「雇用就農資金等」現地確認調査	(北信4経営体)
11月29日	「雇用就農資金」現地確認調査	(南信1経営体)
12月6日	「雇用就農資金等」現地確認調査	(北信3経営体)
12月12日	「農の雇用事業等」現地確認調査	(東信2経営体)
12月15日	「農の雇用事業」現地確認調査	(南信1経営体)

2 組織関連の会議

11月16日	山梨県農業委員・農地利用最適化推進委員農政推進大会
11月17日	県農業者年金推進協議会上小支部研修会
11月25日	新・農業人フェア
11月27日	地域計画策定に向けた連携スクラム会議(茅野市農業委員会)
11月27日	木島平村農業委員会地域計画研修会
11月27日	集落営農経営発展支援研修会
11月28日	筑北村農業委員会農業委員研修会
11月28日	農業経営者総合サポート事業第5回経営戦略会議
11月28日	第4回北信越ブロック稲作経営者研究大会
11月29日	山ノ内町農業者年金協議会加入推進会議
11月29日	就農準備資金事業現地研修確認
11月29日	農業者年金加入推進セミナー
11月30日	全国農業委員会会長代表者集会
11月30日	佐久市農業委員会農業者年金研修会
11月30日	南箕輪村農業委員会農地利用調整会議
12月3日	県選出(3区)国会議員との農政懇談会

- 12月 6日 都道府県農業会議総務・経理担当者会議(Web 併用)
- 12月 7日 上伊那農業委員会協議会農業者年金加入推進研修会
- 12月 8日 農業経営管理能力向上セミナー(第1回)
- 12月 9日 日本農業技術検定試験
- 12月14日 佐久市農業委員会農業者年金相談会及び佐久浅間農業協同組合
・佐久市農業委員会合同研修会

3 その他の会議

- 11月20日 木曾地域新規就農者激励会・交流会
- 11月22日 県園芸特産振興展表彰式・県園芸特産業関係功労者表彰
- 11月24日 地域計画策定推進に係る農業農村支援センター所長及び関係団体との意見交換会
- 11月27日 県農業再生協議会米・戦略作成部会
- 11月28日 県農業開発公社事業推進会議
- 12月 4日 特定家畜伝染病防疫体制連絡会議(Web)
- 12月 6日 長野経済研究所実務セミナー
- 12月11日 JA 信州諏訪「相続セミナー」

4 要請等

実施日	内 容	提出先等
11月30日	全国農業委員会会長代表者集会決議事項及び第8回長野県農業委員会大会決議事項の要請活動	宮下一郎農林水産大臣、 県選出国會議員

①

5 長農会議第 23 号の 8
令和 5 年 11 月 15 日



青木村農業委員会長 様

長野県農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人長野県農業会議
会長 望月 雄内

農地法第 4 条の規定による意見回答について

令和 5 年 10 月 25 日付 5 青農委第 18 号で依頼のありましたこのことについて、令和 5 年 11 月 15 日に開催しました第 92 回常設審議委員会において審議した結果、下記のとおりとしました。

記

1 意見回答 許可相当

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成 30 年 5 月 15 日 30 農振第 78 号・最終改正令和 4 年 3 月 31 日 3 農振第 2887 号 以下、「国通知」という。）に基づき、一時転用許可を受けた者に対し、営農の適切な継続を確認するため、毎年、農業委員会へ出荷量を証する書面等を添付した「営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告」の提出を求めること。

この際、報告内容が太陽光パネル下部の生産量とパネル下部以外の生産量等が明確に判断できる内容であり、営農計画書の進捗状況等に沿った内容になりますよう御指導願います。

また、国通知に基づき農地パトロール等の際に定期的に生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確認できないと判断される場合には、必要な指導助言を行ってください。

②-正

農地法第4条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和5年12月)

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積 (m ²)		
			田	畑	計
東信	0	0	0.00	0.00	0.00
南信	1	1	0.04	0.04	0.07
駒ヶ根市*	1	1	0.04	0.04	0.07
中信	0	0	0.00	0.00	0.00
北信	0	0	0.00	0.00	0.00
合計	1	1	0.04	0.04	0.07

*0.04m² : 0.03528m²

③-正

農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和5年12月)

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面 積 (㎡)		
			田	畑	計
東信	1	1	19,998.00	0.00	19,998.00
佐久市	1	1	19,998.00	0.00	19,998.00
南信	2	2	4,680.42	5,196.00	9,876.42
諏訪市	1	1	3,384.00	0.00	3,384.00
飯田市	1	1	1,296.42	5,196.00	6,492.42
中信	2	4	32,485.00	0.00	32,485.00
松本市	1	1	6,322.00	0.00	6,322.00
安曇野市	1	3	26,163.00	0.00	26,163.00
北信	0	0	0.00	0.00	0.00
合計	5	7	57,163.42	5,196.00	62,359.42

令和6年度米政策の推進について

農業技術課

1 基本指針における令和6年産主食用米等生産量の設定に係る国の考え方

(1) 令和5年産米の需給動向について

- ア コロナ禍の影響による需要も回復基調となり、令和5年6月末民間在庫量は当初見込みである191～197万トンの範囲内である197万トンとなった。
- イ 令和5年産水稻の作柄は、北陸、東海及び近畿において日照不足や少雨、記録的な高温の影響が見られた一方で、北海道、関東等において豊作となったことから、全国の作況指数は「101」（12月12日公表）となっている。
- ウ 収穫量は、主食用米の作付け転換が進んだことから、国の示す適正生産量669万トンよりも少ない、662万トンと見込まれている。

(2) 令和5年7月から令和6年6月までの需要見通しについて

我が国の人口が減少局面に入ったことを踏まえ、平成30年に改めた算定方法により、1人当たり消費量に人口を乗じて算出し、682万トンと見込む。これにより、令和5年産米の需要量は682万トンと設定された。

(3) 令和6年産の主食用米等生産量について

- ア 令和6年6月末の民間在庫量は177万トンと見込まれる。
- イ 令和6年産米の生産量については、長期トレンドで見れば毎年10万トン程度の需要が減少し、令和6/7年の需要量を671万トンと見込む中で、令和5年産米と同水準の作付面積として生産量を設定しても669万トンと需要量を2万トン下回ることから、669万トンと設定された。

(単位：万トン)

項目	令和4/5年度 ※確定値	令和5/6年度 ※推計値	令和6/7年度 ※推計値
6月末民間在庫量 A	218	(191～197) 197	177
主食用米等生産量 B	670	(669) 662	669
主食用米等供給量計 C=A+B	888	(860～866) 859	847
主食用米等需要量 D	(691～697) 691	(680) 682	671
翌6月末民間在庫量 E=C-D	(191～197) 197	(180～186) 177	176

(※) ()は令和4年11月に令和5年産米の適正生産量を公表した時点の見込

2 長野県農業再生協議会における令和6年産主食用米の生産数量目安値の算定方法

令和6年産生産数量目安値は、令和5年産生産数量目安値に生産量の前年対比＜令和6年産適正生産量÷令和5年産適正生産量＞を乗じて算定する。

算定した県域目安値に、県域組織が取り組む複数年・播種前契約数量の減少分を追加補正する。ただし、令和6年産については適正生産量の増減がないことから、追加補正は0トンとなった。

コロナ禍の影響が緩和したことにより全国各産地で持ち越し在庫が減少傾向にあり、県内においても同様の情勢であることから、令和6年産生産数量目安値の算定に当たっては、県内持ち越し在庫分は反映しない。

以上の算定方法により、令和6年産主食用米の県域の目安値を176,703トンと算定した。これは前年産より2トン（0.0%減、4ha相当）の減少となる。

地方部別の目安値は、市町村域別に算出した上で、県協議会地方部別に積み上げて算定した。

＜令和6年産県域目安値の算定方法＞

令和5年産生産数量目安値 × 国が示す生産量の前年対比
176,705トン × (669万トン÷669万トン) = 176,705トン
県域組織の複数年・播種前契約数量の減少分の追加補正
22,869トン - (22,869トン × (669万トン÷669万トン)) = 0トン
前年産の地域協議会別目安値のシェアに基づく積上による端数処理
-2トン
補正後の県域生産数量目安値
176,705トン + 0トン - 2トン = 176,703トン

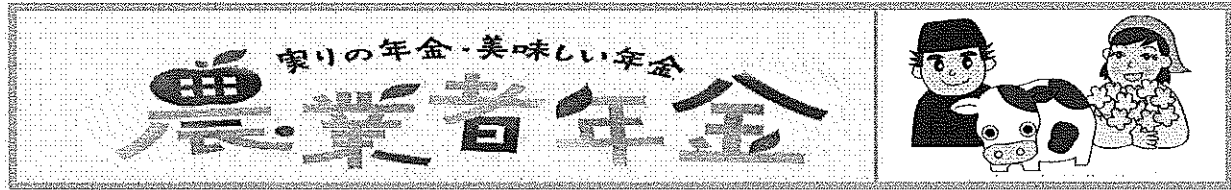
3 令和6年産主食用米の適正生産に向けた今後の対応

- (1) 米政策は米価維持対策など、稲作農家のための施策であることを生産者1人ひとりが理解し、すべての農業者が協調して取り組むものであり、生産者の理解と協力を求めるため、営農計画書等の配布に合わせて県農業再生協議会で啓発チラシを作成し、12月から1月にかけて市町村、JAを経由して配布する予定。
- (2) 米の国内需要の減少は今後も継続すると見込まれ、地域計画の策定に併せて、地域において農地のあり方を再度見直す必要性が高まっていることから、水田活用の地域検討支援に活用いただけるよう、田畑輪換・畑地化のポイントを整理したマニュアルを配布予定。
- (3) 需要の見込める麦・大豆の増産、野菜等の高収益作物への転換を推進するとともに、新たな海外需要を獲得するため、輸出用米の産地づくりを支援する。

4 令和7年産以降の目安値について

令和7年産以降の目安値については、民間在庫量の解消状況や需給状況など国や県の情勢を注視し、産地が主体的に需要に応じた生産と水田の活用を行えるよう新たな目安値の算定ルール方法を検討していく。

11月に実施したJA、市町村に対する意向調査の結果を踏まえ、具体的な計算方法を示しながら検討を進めていきたいと考えているので、引き続きご協力をお願いしたい。



加入推進ニュース



一般社団法人 長野県農業会議
令和5年12月15日 <No.9>

☆ 11月の新規加入実績

表1のとおり7市町村において13人の新規加入者を確保いただきました。
これにより、令和5年度の新規加入者は、県全体で66人（目標達成率44%）となり、
全体目標達成は13市町村となりました（次頁）。誠にありがとうございました。

表1 11月の新規加入者数 (単位:人)

市町村名	新規加入者			市町村名	新規加入者		
	全体	20~39歳	女性		全体	20~39歳	女性
川上村	1			生坂村	2		1
南箕輪村	2	1	1	山形村	1	1	1
松川町	1			長野市	1		1
松本市	5	1	3	合計7市町村	13	3	7

☆ 加入推進事例

11月の新規加入事例を紹介いたしますので、ご参考いただき加入推進の取組を強化願います。

松本市の事例

農業委員の息子や加入者の配偶者が加入！

- ・今回加入されたのは、農業委員の長男(加入者)の配偶者と次男の2人、加入者の配偶者2人、新規加入者1人の合計5人。
- ・月額保険料が選べる通常加入。
- ・加入推進した農業委員は、自身の地区を回り、農業者年金は、「節税になる」、「全額、社会保険料控除の効果が高い」と説明しています。

南箕輪村の事例

青年・女性等の集まりに声掛け、研修会で寸劇も！

- ・2年程前から農業委員が、新規就農者夫婦に声を掛けてきたところ、農業経営が軌道に乗ってきたため、今回、夫婦で加入されました。
- ・7月改選で新任委員が増えたため、楽しい雰囲気の中で農業者年金を知る研修会を開催。委員による「寸劇」で理解を深めました。
- ・各種団体の集まりに、委員が、声を掛けています。

生坂村の事例

農業委員会の改選を機に委員夫婦が加入！

- ・ぶどうを栽培する認定農業者である農業委員夫婦が加入されました。
- ・キッカケは、今年5月の改選で新たに就任された農業委員が、農業者年金について理解を深め、経営的にも余裕が出てきたことから、将来の老後に備えることが必要だと考えたことです。



❖ 農業委員会、JA及び加入推進部長の皆様には、戸別訪問や各種団体の集まりでの声掛け等を通じて、「農業者年金を知らなかった」ということがないように一層の働きかけをお願いします。

♪ 農業者年金ラジオCM(SBC・FMながの) 12月~令和6年2月 放送中 ♪

☆ 今月の一句：JAと農委で農年すすめよう！ 農年で豊かな老後安心ね！

農業者年金の令和5年度目標数・新規加入者数・目標達成状況

(令和5年11月末日現在)

市町村名	令和5年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性
小諸市	3	2	1	1					
佐久市	5	3	2	1					
小海町	1	1	1	1	1		○	○	
佐久穂町	2	1	1						
川上村	6	6	3	1					
南牧村	3	3	2	1	1	1			
南相木村	1	1	1	1	1		○	○	
北相木村	1	1	1						
軽井沢町	1		1						
御代田町	1	1	1						
立科町	1	1	1						
佐久計	25	20	15	6	3	1	2	2	0
上田市	3	2	1	2	1	2			○
東御市	2	2	1						
長和町	1	1	1						
青木村	1	1	1						
上田計	7	6	4	2	1	2	0	0	1
岡谷市	1	1	1						
諏訪市	1	1	1	2	1		○	○	
茅野市	2	1	1						
下諏訪町	1		1						
富士見町	1	1	1						
原村	3	2	1	1					
諏訪計	9	6	6	3	1	0	1	1	0
伊那市	3	1	1						
駒ヶ根市	2	1	1	1		1			○
辰野町	1	1	1						
箕輪町	1	1	1						
飯島町	1	1	1						
南箕輪村	1	1	1	3	1	1	○	○	○
中川村	1	1	1	2		1	○		○
宮田村	1	1	1						
上伊那計	11	8	8	6	1	3	2	1	3
飯田市	6	3	2	2	1	1			
松川町	2	2	1	2	1		○		
高森町	2	1	1	3	2		○	○	
阿南町	1		1						
阿智村	1	1	1						
平谷村	1	1							
根羽村	1								
下條村	1	1	1						
売木村	1								
天龍村	1		1						
泰阜村	1		1						
喬木村	1	1	1						
豊丘村	1	1	1	2	1		○	○	
大鹿村	1	1	1						
南信州計	21	12	12	9	5	1	3	2	0

市町村名	令和5年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性
上松町	1	1	1						
南木曾町	1	1	1						
木曾町	1	1	1						
木祖村	1	1	1						
王滝村	1								
大桑村	1		1						
木曾計	6	4	5	0	0	0	0	0	0
松本市	9	5	4	8	3	6			○
塩尻市	4	2	2	2		2			○
安曇野市	3	3	2						
麻績村	1	1	1						
生坂村	1	1	1	3	1	2	○	○	○
山形村	2	1	1	4	4	2	○	○	○
朝日村	2	1	1	1		1			○
筑北村	1	1	1	1			○		
松本計	23	15	13	19	8	13	3	2	5
大町市	1	1	1						
池田町	1	1	1						
松川村	1	1	1						
白馬村	1	1	1	1		1	○		○
小谷村	1	1	1						
北777'入計	5	5	5	1	0	1	1	0	1
長野市	8	3	3	5	3	2			○
須坂市	4	2	2	1					
千曲市	3	1	1	1	1				○
坂城町	1	1	1						
小布施町	3	1	1						
高山村	1	1	1	1	1		○	○	
信濃町	1	1	1						
飯綱町	2	1	1	1	1				○
小川村	1		1						
長野計	24	11	12	9	6	2	1	4	0
中野市	9	4	3	5	5	2			○
飯山市	4	1	1	3	2	1			○
山ノ内町	4	2	2	3		1			
木島平村	1	1	1						
野沢温泉村	1	1	1						
栄村	1	1	1						
北信計	20	10	9	11	7	4	0	2	1
県計	151	97	89	66	32	27	13	14	11

44%

17%

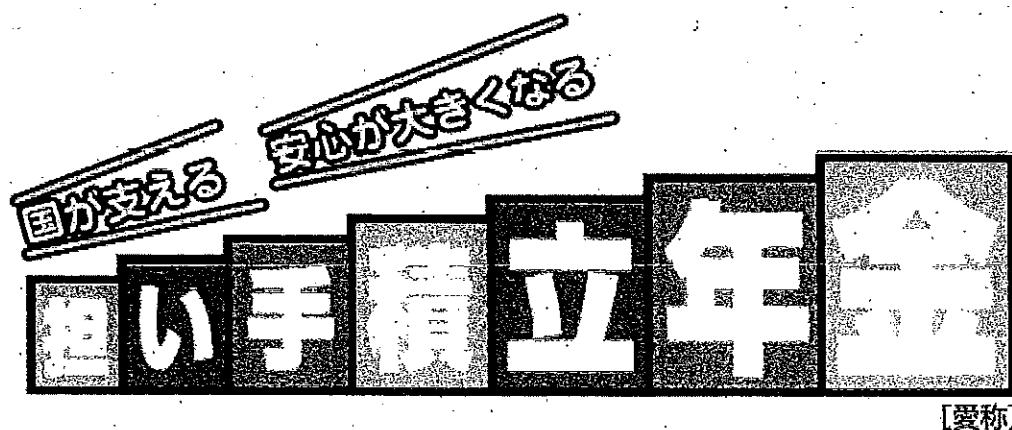
は、令和5年度目標数を達成した市町村。

令和5年度

山ノ内町農業者年金協議会推進会議

日 時 令和5年11月29日(水)午後5時30分

場 所 山ノ内町文化センター 3Fホール



老後の生活保障と家族に対する安心
長生きのリスクに備えるための保険です

推 進 会 議 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 協議事項

①現在の加入状況及び事業計画について

②令和5年度農業者年金加入推進活動について

4. 研 修

「農業者年金制度と加入推進について」

講 師 長野県農業者年金広域アドバイザー

成田 房子 氏

5. 閉 会

山ノ内町農業者年金協議会 役員名簿

役職名	所 属	職 名	氏 名	備 考
会 長	山ノ内町農業委員会	会 長		
副会長	ながの農業協同組合 (志賀高原地区)	理 事		
"	山ノ内町農業委員会	会長代理		
理 事	山ノ内町農業委員会	農地部会部会長		
"	山ノ内町農業委員会	農政部会部会長		
"	山ノ内町農業委員会	加入推進部長		
"	ながの農業協同組合 (志賀高原地区)	理 事		
"	山ノ内町認定農業者連絡協議会	会 長		兼業
"	山ノ内町認定農業者連絡協議会	副会長		
監 事	山ノ内町農業委員会	農地部会副部会長		
"	ながの農業協同組合 (志賀高原地区)	監 事		
顧 問				

山ノ内町農業者年金協議会 代議員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
山ノ内町農業委員会	会 長		
	会長代理		
	農政部会長		
	農地部会長		
	加入推進部長		
	農政副部会長		
	農地副部会長		
	農 業 委 員		
	農 業 委 員		
	農 業 委 員		
	農 業 委 員		
	農 業 委 員		
	農 業 委 員		
	農地利用最適化推進委員		
	農地利用最適化推進委員		
ながの農業協同組合 (志賀高原地区)	理 事		
	理 事		
	監 事		
山ノ内町認定農業者連絡協議会	会 長		
	副会長		
	副会長		

事 務 局

所 属	職 名	氏 名	備 考
山ノ内町農業委員会事務局	局 長		
	係 長		
	係		
	係		
ながの農業協同組合 (志賀高原地区)	ライフサポートセンター長		総括
	係		夜間瀬
	係		穂波
	係		平穏

現在の加入状況及び事業計画について

1. 山ノ内町における現在の加入状況

令和5年度 農業者年金加入状況

(R5.10.31現在)

	令和5年10月31日現在			令和4年度実績		
	加入者数	男	女	加入者数	男	女
東部地区	0名	0名	0名	3名	2名	1名
南部地区	1名	0名	1名	1名	0名	1名
西部地区	2名	2名	0名	5名	2名	3名
北部地区	0名	0名	0名	0名	0名	0名
計	3名	2名	1名	9名	4名	5名

新制度農業者年金 被保険者数等

(R5.10.31現在)

	計	男	女
被保険者数 (うち政策支援加入)	147名 (5名)	96名 (3名)	51名 (2名)
待機者(60才未満の任意 脱退・資格喪失者含む)	81名	47名	34名
受給者 (支払保留中含む)	112名	65名	47名

各年代別被保険者数

(R5.10.31現在)

	20~39才	40~59才
男性	33名 (20.4%)	66名 (44.9%)
女性	8名 (5.4%)	43名 (29.3%)
計	38名 (25.8%)	109名 (74.2%)

* (%) は、被保険者総数147名に対し占める割合

2. 事業計画

「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動」をスローガンに、令和5年度から令和9年度までの「第5期中期目標」における加入推進が始まりました。当協議会は、加入条件を満たしている未加入者に積極的な加入推進を行うことで、一人でも多くの新規加入者確保を目指していく。そのような加入推進の取り組みを行うためには県・関係機関・団体等との連携をより一層密にしながらい会員相互の交流を深め、次の事業を行う。

1. 農業者年金の加入推進の実施

- ・地区推進班の積極的な活動
- ・認定農業者、新規就農者、女性農業者への重点的な加入推進
- ・加入推進強化月間：12月～2月

2. 農業者年金制度の普及啓発を強化

3. 年金制度学習会等を実施

4. 県農業者年金推進協議会の事業への協力

5. 特例付加年金受給相談活動の実施

令和5年度 加入目標数 10名

① 20～39才：5名 ② 40～59才：5名

令和5年度農業者年金加入推進活動について

1. 農業者年金PR・広報等について

① 広報「やまのうち」への有料広告掲載

- ・ 広報「やまのうち」11月号掲載済み（2ページ）
- ・ 広告掲載料：1ページあたり2万円（2ページ×2万円＝4万円）
- ・ 掲載内容：別紙参照

② 広報「やまのうち」伝言板への広告掲載（R5・12月掲載予定）

- ・ 掲載内容：農業者年金の加入推進のおしらせ

2. 加入推進班の活動について

○各推進班で加入目標数を掲げて、推進活動を図る。

- ・ 各推進班に活動事業費として2万円を助成する。
- ・ 活動期間は、当協議会の事業年度とする。
- ・ 各班長は、活動報告書をまとめて提出すること。

○各地区（団体）において年金説明会を開催し周知を図る。

- ・ 開催地区に推進会議費として2万円を助成する。

○戸別訪問や各種会議等の寄り合いでの積極的な声掛けを行い、推進を図る。

- ・ 加入対象者名簿は個人情報のため、農業委員会事務局にて保管しております。必要に応じて確認してください。
- ・ 別紙『農業者年金加入推進記録簿』に推進結果を記入し、事務局に提出すること。
- ・ 加入推進者には謝金を助成する。
- ・ 新規加入者に対して、1,000円分のQUOカードを進呈する。（H23～）

◆農業者年金の受給額(年額)の試算

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料 納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	61万円	52万円	1,306万円	1,394万円
		2万円	960万円	80万円	68万円	1,718万円	1,833万円
30歳	30年	1万円	660万円	47万円	40万円	1,017万円	1,086万円
		2万円	720万円	53万円	45万円	1,140万円	1,216万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	675万円	720万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	321万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額を2万円とし、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.70%となった場合の試算です。

※年金額(年額)は65歳時点の額を表しています。受給総額は、平均余命を男性86.5歳、女性92歳とした場合の金額です。

※保険料額1万円ケースについては、35歳未満は月額1万円、35歳以降は月額2万円とした場合です。

Q&A 農業者年金のよくある質問



Q 加入する場合、手続きはどこで？

A 加入の手続きは、JA ながの志賀高原支所の担当窓口にてお願いします。手続きの際には、保険料の振替口座番号と国民年金の基礎年金番号が必要となります。

Q 国民年金付加年金の加入手続きは？

A 役場の健康福祉課住民窓口係で、手続きをお願いします。

Q 保険料の額を変更するには？

A 保険料の額を変更したい場合は、JAの窓口で手続きをお願いします。2万円から6万7千円の範囲で千円単位で希望する額に変更できます。ただし、保険料の国庫補助を受けているときは変更できません。

Q 脱退は自由にできるとのことですが、脱退した場合、保険料はどうなるの？

A 脱退した場合、それまでに積み立てた保険料は、将来、年金として支払われます。脱退後も積み立てた保険料の運用状況について、毎年6月に基金からお知らせが届きます。

Q 加入後に会社勤めとなり、厚生年金に加入した場合はどうするの？

A 「農業者年金被保険者資格喪失届出書」の提出が必要となります。JAの窓口で手続きをお願いします。

農業者年金のご相談は、こちらへお問い合わせください。

【JA ながの志賀高原支所】 ☎33-1500

【山ノ内町農業委員会】 ☎33-3112

◆農業者年金はメリットがたくさんある終身年金です

サラリーマンは、厚生年金による国民年金(基礎年金)への上乗せがあります。一方、農業者は、豊かな老後の生活のためには、国民年金だけでは十分とせず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。

メリット1

積立方式・確定拠出型の年金で運用は安心です。
新制度(平成14年度)からの平均運用利回りは、年率2.74%です。

メリット2

税制面で優遇措置があります。
支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象になります。

メリット3

若年層には保険料の国庫補助による手厚い政策支援があります。
※要件に該当しない35歳未満の方は月額保険料1万円から加入できます。

メリット4

保険料の支払いが厳しくなった時は、いつでも月額保険料の見直しができます。

メリット5

資産運用がマイナスになった場合でも、マイナス相当額を補填する仕組み(付利準備金)があります。

メリット6

80歳前に亡くなられた場合は、遺族に死亡一時金があります。

◆農業者年金の加入要件

以下に該当している人ならどなたでも加入できます。

①	年間60日以上農業に従事する方
②	20歳以上60歳未満の方 ※60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。
③	国民年金の第1号被保険者の方(国民年金の保険料納付免除者を除く)

注1) 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(保険料月額400円)への加入が必要です。

注2) 国民年金基金及び個人型確定拠出年金(iDeCo)とは重複加入ができません。

農業者年金に加入しませんか

○老後生活の備えは十分ですか?
○自信をもってお勧めします



農業者年金地区別加入推進班

※班員については順不同

東部班(5名)

	氏名	所属
班長		農委
班員		農委
"		農委
"		認定協副会長
"		JA事務局

南部班(9名)

	氏名	所属
班長		農委
班員		農委
"		農委
"		農委
"		農委
"		農委
"		JA理事
"		認定協副会長
"		JA事務局

西・北部班(12名)

	氏名	所属
班長		農委(推進部長)
班員		農委・認定協会長
"		農委
"		農委
"		農委
"		農委
"		農委
"		農委
"		農委
"		認定協副会長
"		JA理事
"		JA事務局

- *各班に町年金協から活動経費として20,000円を助成する。
- *各班ごとに加入目標を掲げ、活動を図る。
- *班長は、別紙(活動報告書等)をまとめ、事務局に提出する。
- *活動期間は町年金協の事業年度とする。
- *地区説明会は別途助成する。

加入推進活動報告書

班名 _____ 班 _____
 班長 _____ ⑩ _____

加入目標数 _____ 名

推進実績 _____ 名 * 記録簿の人数

加入実績 _____ 名 * 事務局で記入

	時 期	内 容	場 所	参加人数
(記入例)	6.1.11	対象者リストのチェック	役場	10
	〃	活動計画及び活動内容の打合せ及び訪問者の抽出	〇〇公民館	10
	6.1.12~2.15	推進班による一斉戸別訪問	別紙推進記録簿のとおり	

(様式例4)

農業者年金加入推進記録簿

農業委員会名又はJA名: 山ノ内町農業委員会

地区等:

ふりがな	本人参考情報	(〇〇さんの後継者等、地域の実情により、推進の参考となる本人情報を適宜記入)	認農青申青給
氏名	年 月 日生 男・女		

推進結果が1(または2)の場合、今後の円滑な加入手続きに必要なので、本人の了解が得られれば、本人の年金手帳の基礎年金番号を記入しておく。 →

第1回目	訪問日: 年 月 日	訪問者名 (全員)	(うち記入者に○印)
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他	所要時間 (移動時間含む)	分
	推進結果	1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他()	
	今後(次回)の対応等	(上記以外に、参考となる推進結果と今後(又は次回)の対応について記入。例えば、加入意志ありの場合、加入申込書を誰が本人に持って行くかなどについて記入。新規就農者等で経営が苦しく今は保険料を払えないという場合、今後の継続的なフォローをどうするかなどについて記入。)	

第2回目	訪問日: 年 月 日	訪問者名 (全員)	(うち記入者に○印)
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他	所要時間 (移動時間含む)	分
	推進結果	1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他()	
	今後(次回)の対応等		

第3回目	訪問日: 年 月 日	訪問者名 (全員)	(うち記入者に○印)
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他	所要時間 (移動時間含む)	分
	推進結果	1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他()	
	今後(次回)の対応等		

注) この「農業者年金加入推進記録簿」は個人情報を含みますので、その取扱いについては市町村の個人情報保護条例等に則して適正に管理されるようお願いします。

本人参考情報欄の「認農」「青申」「青給」は、それぞれ「認定農業者」「青色申告者」「青年就農給付金受給者」です。該当する場合は○をして下さい

(様式例4)

農業者年金加入推進記録簿

【記入例】

農業委員会名又はJA名:山ノ内町農業委員会

地区等:宇木二

ふりがな のうねん たろう	本人参考情報 (〇〇さんの後継者等、地域の実情により、推進の参考となる本人情報を適宜記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 認農 <input type="checkbox"/> 青申 <input type="checkbox"/> 青給
氏名 農年 太郎	50年1月1日生 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	
農年 一郎さんの長男		

推進結果が1(または2)の場合、今後の円滑な加入手続きに必要なため、本人の了解が得られれば、本人の年金手帳の基礎年金番号を記入しておく。 →

第1回目	訪問日: R6年1月31日	訪問者名 (全員) ○山田花子・鈴木次郎 (うち記入者に○印)
	方法: <input checked="" type="radio"/> 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他	所要時間(移動時間含む) 20分
	推進結果 1 加入意志あり <input checked="" type="radio"/> 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2 または3の理由 <input checked="" type="radio"/> ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他()	
	今後(次回)の対応等 (上記以外に、参考となる推進結果と今後(又は次回)の対応について記入。例えば、加入意志ありの場合、加入申込書を誰が本人に持って行くかなどについて記入。新規就農者等で経営が苦しく今は保険料を払えないという場合、今後の継続的なフォローをどうするかなどについて記入。) ・試算額を作成し説明済み ・保険料が気になるが、さらに詳しく聞きたいので2月に説明に来てほしいとの要望(夫婦で聞きたい)	

第2回目	訪問日: R6年2月11日	訪問者名 (全員) ○山田花子 (うち記入者に○印)
	方法: <input checked="" type="radio"/> 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他	所要時間(移動時間含む) 30分
	推進結果 <input checked="" type="radio"/> 1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2 または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他()	
	今後(次回)の対応等	

第3回目	訪問日: 年 月 日	訪問者名 (全員) (うち記入者に○印)
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他	所要時間(移動時間含む) 分
	推進結果 1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2 または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他()	
	今後(次回)の対応等	

注) この「農業者年金加入推進記録簿」は個人情報を含みますので、その取扱いについては市町村の個人情報保護条例等に則して適正に管理されるようお願いします。

本人参考情報欄の「認農」「青申」「青給」は、それぞれ「認定農業者」「青色申告者」「青年就農給付金受給者」です。該当する場合は○をして下さい。

農業者年金推進にあたり、ここだけは押さえてから訪問をお願いします

①加入条件（次の3点）

★**20歳以上60歳未満**

※60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できる。

★**国民年金第1号被保険者**

※サラリーマン及びサラリーマンに扶養されている配偶者は×

※国民年金免除者は加入できない

★**年間60日以上農業に従事**

※自己名義の農地を所有していなくても加入できる。

▶その他、次の者は加入できません。

★国民年金基金（みどり年金等）またはイデコ(iDeCo)加入者は重複加入ができない。

②受給要件（新制度）

★原則65歳からの受給ですが、60歳から（繰り上げ）受給も可能。

★令和4年4月からは、65歳以上75歳未満の間で受給開始時期を選択することが可能。※受給開始時期の選択は昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

★令和4年4月からは、75歳に達するまでに年金の支給を請求しなかった方は、75歳に達した時から支給開始。

★旧制度の農業者老齢年金は歳に達したときから受給が可能。繰り上げはできません。

③年金の運用の仕組み

★現在の農業者年金は旧制度と内容が大きく異なります。未だに不信感をお持ちの方（特に旧制度の該当者だった方）もおられますので、下記の点を認識ください。

旧制度	新制度
世代間扶養方式（次世代が支える） ↓ 次世代が減り受給者が増加したため、旧制度は清算。	積立方式 ↓ 将来の自分の年金の原資を自分で積み立てるため、旧制度と違い現役世代等に左右されない。

★新制度（平成 14 年度）が始まってから直近の令和 4 年度までの平均的な運用利回りは、1 年度あたり「2.74%」（複利）です。

例えば 100 万円が 2.74% で運用された場合、下記のようにになります。

当年	1,027,400 円	10 年で約 31 万円の付加
2 年目	1,055,500 円	
5 年目	1,144,660 円	
10 年目	1,310,308 円	

④脱退について

★一時金は支払われませんが積立金は基金が管理運用を継続し、たとえ掛金が 1 か月でも年金として支払われます。

⑤加入者または受給者の死亡について

★80 歳に達する月まで受給されるはずであった額を死亡一時金として支払います。

※80 歳前に亡くなくても、最低 80 歳までは保障。

⑥税制面の優遇措置があります

★保険料（掛け金）は全額が社会保険控除の対象で、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されます。死亡一時金は非課税です。農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益（保険料の運用益）も非課税です。

農業者年金加入推進にあたっての心得14か条

【年金とは、年老いて掛けた苦勞に花が咲く】

長野県山ノ内町農業者年金協議会

顧問 佐々木 明雄

1. 健全な老後とは、健康であったり、生き甲斐があったり、友達がいたり、お金の心配がないこと。
2. 年金に入らずに一生後悔するよりも、若い時は多少の苦勞と決心が必要。若く加入するほうが得をする。
3. 現金や貯金も必要だが、使えば減るもの。年金は使っても三ヵ月後には振り込んでくれるもの。貯金の金利よりも農年の金利は約100倍（運用益）
4. 自分の老後は、自分で考えないと誰も面倒を見てくれないと思え。（子どもたちも生活に大変）
5. 自分だけ良ければでは駄目。奥さんにも掛けてあげるのが夫婦円満のコツ。
6. 掛けた年金を取り戻すことが本来の目的ではない。年老いても収入が得られる事が目的だ。（しかし、掛け損だと考えている人が多いことも現実だ。）
7. 年をとり、お金の余裕ができたなら掛けようとしても、公的年金のため、年齢制限がある事を知らせよう。（60歳まで加入できるが、高齢になれば利回りが少ないが、生涯、公的年金として非課税でもらえる。）
8. 農業者年金の推進は、農業委員・JA・行政しかできない。
9. いま問題になっているのは、「俺は知らなかった。」という事。これを解消するには、広報の活用や農業委員、JAの努力が必要だ。（あまりにも金利が良いため。）
10. 年金の加入資格のある人は、何も農家だけとは限らないことを知ろう。（60歳未満で年間60日農業に従事し、国民年金1号被保険者ならOK）
11. 推進は自分の周りの人達から始めよう。その人の家庭の状況がある程度知っている方が、その人にあった加入推進ができるから。通常加入？政策支援？（特に独身者には。）
12. 農業者年金を推進するにあたっては、推進者自ら納得するまで学習しよう。（中途半端な説明は、かえって相手を混乱させる。よく理解していない時は、理解している人に説明してもらおう。）
13. 支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になるメリットを教えよう。
14. 農業者年金に加入すると、国民年金の付加年金が強制加入。（月額400円／年額4,800円）しかし、受給し始めて2年で元が取れ、その後は終身でもらえることも説明しよう。